

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立海津特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務委託（年間契約）に関する一般競争入札公告

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立海津特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務委託（年間契約）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則第127条第1項の規定により公告する。

令和5年3月2日

岐阜県立海津特別支援学校長 各務 美保

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立海津特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務委託（年間契約） 一式

(2) 委託業務の概要

入札説明書及び仕様書による。

※『一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行事業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて（国自旅第80号 平成28年7月1日一部改正）』で規定する、いわゆる「年間契約」と呼称される契約形態による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

岐阜県立海津特別支援学校

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けているものであること。

(5) 岐阜県内に本店が所在し、不測の事態等へ迅速な対応ができるものであること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部署

〒503-0321 岐阜県海津市平田町今尾3885番地2

岐阜県立海津特別支援学校 事務室

電話 0584-66-2888 FAX 0584-65-1031

E-mail c27399@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年3月2日（木）から令和5年3月10日（金）までの毎日（県立学校の休日を除く。）午前8時30分から午後5時00分まで

イ 交付場所

3の（1）に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の（1）まで申し出ること。

（次のメールアドレスへ「件名：令和5年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立海津特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務委託（年間契約）」、本文：会社名、担当部署名、連絡先（電話番号、FAX番号）を記入したメールを送信することでも可。）

c27399@pref.gifu.lg.jp（すべて半角、小文字）

※メールでの手続きの場合、最終日のみ午後5時格納分までを対象とします。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の（1）まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、競争入札参加資格申請書には入札説明書で示すところにより、2の競争入札参加資格を証する書類を添付しなければならない。

イ 提出期限 令和5年3月14日（火）午後4時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年3月16日（木）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次の場合のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他業務に着手し、又は業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年3月23日（木）午後4時

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、令和5年3月22日（水）午後4時までに3（1）必着のこと）

イ 場 所 岐阜県海津市平田町今尾3885番地2
岐阜県立海津特別支援学校

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（5）のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便による入札を行った者がある場合は、再度入札を行わない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、開札日までに学校の臨時休業が決定した場合又は岐阜県議会において当該事業の予算の議決が得られなかった場合は、入札を中止することがある。これにより発生した費用は、入札参加者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行

うものとする。

- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。